


令和5年度 私立学校授業目的公衆送信補償金助成事業 のしおり



- 1 助成事業の概要 2ページ
- 2 ご提出書類・作成方法・注意点など 5ページ
- 3 よくある質問 6ページ
- 4 助成金交付要綱 7ページ

※申請書の様式は、HP からダウンロードできます



《提出・問い合わせ先》

(公財) 東京都私学財団 振興部振興課 授業目的公衆送信補償金助成金担当宛
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 11階
電話 03-5206-7923 Fax03-5206-7927

《 1 助成事業の概要 》

1 助成対象学種

都内の私立小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）

2 助成対象経費

当年度に実施される授業の過程で著作権が及ぶ著作物の利用を行う場合に学校が負担する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 35 条第 2 項 (法第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。)が規定する授業目的公衆送信補償金 (以下「補償金」という。)と同額

ただし、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) への補償金支払いが令和 6 年 2 月 29 日までに完了すること

※前年度の授業に係る経費は対象外

3 助成率

10分の10

※申請額は円単位です。端数処理はしません。



4 申請受付期間

【包括申請分】

授業目的公衆送信に係る著作物等の種類、利用回数にかかわらず、5月1日時点の児童・生徒数に1人当たりの補償金額（年額）を乗じた額を支払う場合
（授業目的公衆送信補償金規程第3条第1項）

令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）消印有効

【4条申請分】

授業目的公衆送信を行う都度、利用する全ての著作物等毎に補償金額を算出した額を支払う場合（授業目的公衆送信補償金規程第4条）
※ただし、助成対象となるのは令和6年2月29日までに補償金の支払いが完了する額です

令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）消印有効

申請書類の様式は、財団ホームページ（<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>）の様式集からダウンロードできます。

提出書類一式は複写して、学校で控えとして保管しておいてください。

5 申請書類の提出先

（公財）東京都私学財団 振興部振興課 授業目的公衆送信補償金助成金担当宛
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階
電話 03-5206-7923 Fax03-5206-7927

6 年間スケジュール（予定）

助成金申請期間① 【令和5年9月1日（金）～9月29日（金）】

学校⇒財団

・包括申請分



助成金申請期間② 【令和6年1月4日（水）～1月31日（水）】

学校⇒財団

・4条申請分



学校毎に補償金申請方法が異なるなどの理由により、同一法人内において、包括申請分と4条申請分が混在する場合は、申請期間①及び②の対応する申請期間にそれぞれ申請してください。

助成金交付決定 【令和6年3月中旬（予定）】

財団⇒学校

※申請期間①及び申請期間②合わせての交付決定となります。



助成金請求書提出 【令和6年3月中旬（予定）】

学校⇒財団



助成金交付 【令和6年3月下旬（予定）】

財団⇒学校

※申請期間①及び申請期間②合わせて助成金を交付します。

《 2 ご提出書類・作成方法・注意点など 》

◆助成金申請時

| 必要書類 | 留意事項 |
|--|--|
| 交付申請書 (交付申請1) | 学校法人ごとに作成してください。 (学校法人名で登録印鑑を押印) |
| 学校別事業内訳 (交付申請2-1 または 交付申請2-2) | 学校ごとに補償金算出額を記入してください。 包括申請の場合は交付申請2-1を、4条申請の場合は 交付申請2-2を作成してください。 |
| 補償金の請求書(写) | 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)が発行する請求書(写)を添付してくだ さい。 複数校をまとめて請求書が発行されている場合は、 必ず 学校ごとの金額及び内訳が判るよう明細書などを添付し てください。 |
| 印鑑証明書(設置者) | 申請日前3か月以内に発行のものをご提出ください。 ※申請期間①と②両方に申請する場合は、申請期間①のみ添付し てください。 |
| 利用報告シート (4条申請のみ) | 4条申請により補償金を支払う場合は、著作物を使用し た内訳が分かる「利用報告シート」を添付してください。 |

◆助成金交付時

| 必要書類 | 留意事項 |
|-----------------------------------|--|
| 助成金交付請求書兼振 込口座指定通知書(様 式第6号) | 印鑑は印鑑証明登録印を使用してください。 口座名義人(カタカナ)は、必ず預金通帳等の表紙裏面記 載のカナ口座名義人名を確認の上転記してください。 |



《 3 よくある質問 》

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 1 | 助成対象 | 具体的に助成対象となる経費を教えてください。 | 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)が定める授業目的公衆送信補償金規程第3条第1項(包括申請)または第4条(都度申請)に基づき、学校が負担する授業目的公衆送信補償金です。 ただし、当該年度の授業に係る経費、かつ、令和6年2月29日までに支払いが完了することが請求書で確認できることが必要です。 |
| 2 | 助成対象 | 授業目的公衆送信補償金規程第3条第2項に規定する公開講座等支払申請に係る補償金は助成対象となりますか。 | 同規程第2条第17号及び第18号に基づき、助成対象外です。 |
| 3 | 助成対象 | 授業目的公衆送信補償金規程第4条による場合で、下半期分の補償金支払いは翌年度となりますが、令和6年度申請の対象となりますか。 | 助成対象となるのは当該年度の授業にかかる経費です。前年度の授業にかかる経費は助成対象外です。 |
| 4 | 助成対象 | 振込手数料は助成対象となりますか。 | 助成対象外です。 |
| 5 | 助成対象 | 特別支援学級の補償金算定対象者分は助成対象となりますか。 | 特別支援学級の対象者については、国の経常費補助金の対象経費に含まれるため、本助成金の助成対象とはなりません。 |
| 6 | その他 | 授業目的公衆送信補償金の対象となるコンテンツはどのようなものですか。 | 授業目的公衆送信補償金制度に係るご質問は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)へお問い合わせください。 |

公益財団法人東京都私学財団
私立学校授業目的公衆送信補償金助成金交付要綱

[令和5年4月3日制定]

(目的)

第1条 公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項に掲げる事業のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき東京都の区域内に設置することを認可された私立小学校、中学校、高等学校（全日制課程及び定時制課程）（以下「学校」という。）において、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るために必要な経費の一部を助成する私立学校授業目的公衆送信補償金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、公益財団法人東京都私学財団助成金等交付規程（平成23年4月1日制定）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、学校を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は設置者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あらかじめ助成金の交付対象者から除くことができる。

- (1) 学校教育法、私立学校法（昭和24年法律第270号）又は私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等の法令の規定に違反したとき
- (2) 私立学校法第61条に基づく収益事業の停止命令及び私立学校振興助成法第12条に基づく業務若しくは会計の報告を徴する等の所轄庁の処分に違反し、又は応じないとき
- (3) 私立学校法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けた寄附行為に違反しているとき
- (4) 財団が実施する融資事業において、その償還を適正に行っていないとき
- (5) 公租公課の納付を特別の理由なく1年以上怠っているとき
- (6) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に逼迫しているとき
- (7) 学校法人及び学校の運営上適正を欠く収入及び支出又は財産の運用があるとき
- (8) 教職員の争議行為等により教育・研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき
- (9) 役員若しくは教職員の間、若しくはこれらの者の間又は学校法人若しくは学校と近隣住民等の間において、訴訟係属中その他紛争があり、学校法人及び学校の運営の適切な執行を期しがたいとき
- (10) 会計処理の不適正、理事会の決議に違反する等業務執行が著しく適正を欠いているとき
- (11) 助成金の申請書等に不実の記載をしたとき
- (12) 助成の目的又は決定の内容、若しくはこれに付した条件に違反したとき

(助成対象経費等)

第3条 この助成金の対象となる経費は、助成金対象年度の授業に係る著作権法（昭和45年法律第45号。以下「法」という。）第35条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）が規定する補償金とし、理事長は設置者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体等他の補助金を受けるものは除く。

(交付申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成対象事業の承認及び交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定に基づき申請者から提出された交付申請書の内容を審査し、適当であると認められた助成対象事業について承認するとともに、助成金の交付額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により決定した結果について、申請者に対し、助成金交付決定通知書(様式第2号)又は助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(交付の条件)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により交付決定するにあたっては、助成金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金を助成対象事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。

(2) 助成対象経費は、助成金交付年度の2月末日までに支払いを完了しなければならないこと。ただし、文化庁及びその指定管理団体等の都合等、やむを得ない事情であると認められる場合はこの限りではない。

(交付申請の取下げ)

第7条 助成金の交付決定を受けた設置者(以下「助成事業者」という。)は第5条に基づく助成金の交付決定の内容及び前条の条件に異義があることにより、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、通知受領の日から14日以内にその内容及び理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業者の自己都合により交付申請を取り下げるときは、その原因となる事実が発生した後速やかに、その内容及び理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行)

第8条 助成事業者は、助成金の交付を受けて事業を遂行するためには、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画の変更)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ事業内容変更承認申請書(様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると認められるときはこの限りではない。

2 理事長は、前項による助成事業内容の変更を承認した場合、助成事業者に対し、事業内容変更承認書(様式第5号)により、通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、交付決定をしたときには、助成事業者の助成金交付請求書兼振込口座指定通知書(様式第6号)による請求に基づいて助成金を交付する。

(交付決定の取消又は返還)

第11条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) この要綱又は理事長の指示に違反したとき

(3) 不正又は偽りの手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) 助成事業者が、この助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(5) 助成事業に関して、不正又は不適正な行為をしたとき。

(6) 交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 理事長は、前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業者

に通知するとともに、既に当該取り消した部分について助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 12 条 助成事業者は、前条第 2 項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（加算金に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第 2 項の規定により助成金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を財団に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 13 条 理事長は、前条の規定により違約加算金の納付する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(助成金の経理)

第 14 条 助成事業者は、助成対象事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の支出について、その内容を証する書類を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(現地調査等又は報告)

第 15 条 理事長又はその指定する者は、必要に応じて、助成事業者における事業の状況について、現地調査等を実施すること又は助成事業者に報告を求めることができる。

2 助成事業者は、前項の規定に基づき現地調査等の実施又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は専務理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、同年同月 1 日から適用する。

<参考>

著作権法 第35条（抜粋）

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。